

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷九第

行發日一月一十年八正大

論 說

特別課徴の課額の決定……………法學博士 神戸 正雄

社會の羈絆力(一)……………法學博士 財部 靜治

コールの大勞働組合論……………法學博士 河田 嗣郎

鷹山公とフリードリヒ大王の農政(二)……………法學博士 高岡 熊雄
農學博士

明治の米價調節(三)……………法學士 本庄榮治郎

時事問題

勞働時間問題……………法學博士 戸田 海市

租稅收入の豫算見積を論ず……………法學博士 小川郷太郎

雜 錄

同盟意業の道德的批判に就いて……………法學博士 河上 肇

サボタージユ是非……………法學博士 河田 嗣郎

サボタージユに對する私見……………法學博士 神戸 正雄

近世の日本(新著紹介)……………法學士 本庄榮治郎

明治の米價調節(三)

本庄 榮治 郎

四、明治三年乃至六年の引上策

米價は新春來再び騰貴したるが、炯眼なる外商等は引續き南京米を輸入し、其額頗る多額に上りしたため(二百二十五萬石餘)、三年三月の十圓八十錢を最高として次第に下落し、夏秋の候、順氣よく諸國一般に豐作の聲ありて七圓臺に下り、翌四年に入りては廢藩置縣と共に舊諸藩より政府に收めたる米、百十餘萬石あり、前年の豐作尻、外米輸入に加ふるに、本年の順氣は必ずしも上順氣にはあざりしも、所謂惡性日和は更になく、至極無難なりしを以て、全國平均して豐作に近く、外米輸入も本年十七萬石あり、米價は更に下落し、五年には三圓臺となり、六年尙三圓六十錢(月)の安値を示し、七月には地租金納のこと定まり、更に米價低落の勢を助長せんとしたるも、他方には降雹洪水旱魃等各地に若干の天災あり、新令を喜ばざる徒の各處に擾亂をなすあり、政府も亦調節策に努め、且新公債の發行、國立銀行紙幣の流通(不換紙幣整理)等一般に物價に對する政策も行はれたため、米價は其後漸次回復して十月、六圓十錢を最高として七年に及べり。今三年乃至六年の間に行はれたる調節策の主なるものを擧ぐれば次の如し。

一、酒造制限解除。前述の如く明治一二年には酒造制限のこと行はれたるも、今や豊作米價下落のときに際しては之れが制限を維持するの必要を見ざるに至り、三年九月二十七日免許高皆造を許すことなれり。¹⁶⁾爾後酒造營業免許に對する制限及び酒稅の變遷は屢行はれたる所なりと雖、一般に釀造額を制限することは行はれざるに至りしもの如し。¹⁷⁾

二、空米切手の禁止。既に文化六七年の交、米價の大に下落せる際之れが調節策として町人に對する買米令を發し、その額六十萬石に及ひしが、その買持米は米切手によるもの多く、殊にその中には空米切手を買持てるもの少からずして、實際は三四十萬石の買米に過ぎず、在米は豫想以上に多額となり、未だ相場を左右するに足らざりし爲め、遂に正米圍、代銀納の制度に變更したることあり。¹⁸⁾この史實に徴するも空米切手の發行は實在額以上に米穀の供給を假裝的に増加する結果、米價に對して惡影響を與ふることは、明かなりとす。乃ち明治四年四月四日空米切手を禁ずるに至れり。當時諸藩への達に曰く『從來諸藩に於て歲入の米穀賣却の節、藏米切手と唱へ米券を製し賣買候向も有之趣、然る處會計窮迫の餘り一時の取計を以て蓄積の米穀高に適實せず空米切手を製し、終に融通否塞の基とも相成候儀不少誠に相聞以ての外の事に候、向後右等の所爲決して不相成候條屹度可相心得候事』云々と。¹⁹⁾

三、輸出。政府は既に外米の輸入を企てたるも、未だ輸出の禁を解くに至らざりしが、明治四

16) 大政官日誌 3-8頁 參考
 17) 續酒造令 128-139頁
 18) 江蘇府の米價調節 大政官日誌、大日本農史、今世、65頁
 19) 憲法類編第九

年廢藩置縣と共に舊藩より政府に收めたる米百十餘萬石あり、時恰も國內に於ては米價の下落に苦めるときなりしを以て、政府は之れが處置に苦み、米價の權衡と、且窮乏せる政府の財政を補ふため、終に之れが海外輸出をはからんとし、先づ五年一月大藏省の米廩に限り餘穀あるときは之を内外人民に賣與し、海外に輸出することを許すの條例を設け、在横濱外商某に託して(米人ウオールスホール商會)五年一月より六年五月に至る間に之が輸出を試みたり。統計の示す處によればその輸出額は百十九萬七千八百四十二石九斗八升餘にして、輸出先は香港、厦門、上海、汕頭、福建、シドニー、メルボルン、倫敦、桑港等に及び、我國輸出米の嚆矢たるものなり。然れどもこの輸出は一時權宜の策として行はれたる所にして未だ一般に輸出の禁を解除せしものには非ず、そのこれあるは蓋六年のこととす。同年八月一日より先づ米麥の無稅輸出を許し、十一月には米麥粉をも無稅輸出を許可せり。²²⁾然れども米價騰貴の際之れか輸出を停むべき場合あるべきことを慮り、必要に應じ二ヶ月以前の豫告を以て、輸出の禁止を令することあるべきを附言せり。然れどもこの輸出制限撤去のために、直ちに米價に如何なる影響を及ぼせしやは未だ明かに知るを得ざる也。²³⁾

(註) 右の輸出をなすに際し、契約の不足額に充當せんか爲め、東京に於て、田中平八井に米商社に令し、三萬四千石を買収して之を輸出したり。²⁴⁾即ちこの買米は輸出に附帶せるものにして米價調節策として、一個獨立の買米政策の存せしものには

20) 太政官日誌
 21) 米穀戶經理記
 22) 江戶政府の米價調節、卷第二、第一、米價常平制度の概観 9頁
 23) 明治政府の米價調節、卷第二、第一、米價常平制度の概観 9頁
 24) 米穀戶經理記、卷第二、第一、米價常平制度の概観 9頁

あらず。

五、明治七年の引下策

六年後半期より米價は漸次回復したるが、七年に入りては二月佐賀に江藤新平の亂あり、四月には臺灣征討の舉あり、且、秩祿公債の發行あり、去年來高値による農家の賣惜等種々の關係より、米價次第に騰貴し、九月には八圓二十錢に及びしが、政府はこの間に在りて米價引下のため一二の方策を廻らす所ありたり。

一、輸出禁止。前年米麥の輸出を公許したるが、本年は五月以降之れを禁止せり。²⁵⁾

二、米穀買上貯藏。後に述ふる如く米穀貯藏の議は既に早く明治五年にも存する所なるが、今や佐賀臺灣の役あり、米價騰貴し、而も官廩には貯穀乏しく、民心騷然たるものありしより、政府は萬一の變を慮り、密に命を各縣に下し、静岡、三重、岐阜、飾磨、白川、福岡、新潟、水澤岩手、新川、相川、和歌山の十二縣に於て、平均一石七圓を以て六萬千七百四十九石餘の米を極めて秘密裡に買收し、姑く之を各地に積蓄貯藏したり。蓋未だ貯蓄米制度存立せず、公然條例を發して買收に着手するときは、却て一層米價の暴騰を生せんことを虞れたるに依る。²⁷⁾而してこの買收米は八年に至り静岡水澤はその地に於て之を賣却し、其の他各縣の米は東京に回漕して市中へ發賣し、其一半は九年の輸出米に供せられたりと云ふ)

25) 101頁、
26) 日本經濟史、
27) 米穀買上貯藏の
144頁、
第一卷、第一
9、14頁

六、明治八年の引上策

米價は昨年九月よりやゝ下落して八年三月には七圓四十錢に下り、四月には再び八圓に上りしも、其後又漸落の勢を呈し、本年の秋納上作なりしを以て、十二月には五圓七十錢に下れり。政府は此間に於て下落防止の手段として、三月米麥輸出の禁を解きしが、²⁸⁾更に十月以降政府は自ら臨時米の買収を決行することとし、或は三井組に命じて買収せしめしが、²⁹⁾十二月に至りて米の輸出を計畫し、昨年買収せし米其他を合せて二十萬石を輸出することとし（九年七月に至り尙三十萬石を増加す）先づ之を三井組に拂渡し、直に同組より横濱在留英商ワチソンに、海外輸出を條件として轉賣せしめたるなり。（米穀を交付せし時期は九年一月より十年九月に亘り、輸出の時期は九年一月より十一年五月に及び輸出實額は四十六萬餘石なりしといふ）而してこの輸出は一方内地米價の暴落防止の意を有したるは勿論なるも他方に於ては、成るべく米穀その他の國産品を輸出して我國輸出入の均平を期すべしとの論に基く所も存せしもの、如し。³⁰⁾

（註）本年の作柄は、五畿内六分八厘、東海道七分五厘、山陰道六分六厘、東山道六分八厘、北陸道六分三厘、山陽道七分、南海道七分一厘、關八州七分一厘、前羽五分九厘、西海道七分一厘、三陸、岩代、磐城五分九厘、平均六分七厘二毛にして當時は六分以上を上作と唱へたりといふ。³¹⁾

x
x
x
x
x
x
x

28) 日本農史、今世、163頁
29) 大前、米穀相場、農史、今世、163頁
30) 米穀相場、農史、今世、163頁
31) 米穀相場、農史、今世、163頁

以上述ふる所に由りて此を觀るに、明治元年以降八年に至るまでの所謂草創時代における米價調節策は外米の輸入及び日本米の輸出に就て、幕末時代と異なる政策を現出したるものなるが、その他の方法に至りては多く異なる所なく、その効果に至りても未だ明かならず。蓋その個々の方法が一定の方針に基かず、組織的制度を立てずして斷片的に施行せられたるに過ぎず。未だ米價調節の根本に觸るゝに足らざりしを以て也。然りと雖、この間に於ても米價調節の必要を認めたるは勿論、更に一步を進めて之れか爲めには一の具體的制度を立て一貫せる方針の下に之を遂行するの計畫は次第に進捗し來り、遂に八年八月貯蓄米條例の發布を見るに至れり。然れども當時米穀購入の資金に乏しかりし爲め、直にこの條例を實施するを得ず、他日時機を俟ちて施行するの外なきに至れり。而して之れか實行は九年以後に屬し、これより以後は所謂第二期に屬すべきものなるか故に、余は更に章を改めてその顛末を明かにせんとす。

第三章 貯蓄米制度時代

所謂貯蓄米制度時代とは八年八月貯蓄米條例發布後十一年七月常平局の開設に至るまでを云ふものにして、この時期に於ては主として貯穀の方法によりて不慮の凶歉に備へ、以て米價調節の目的を達せんとせし時代にして、前期の如き臨機的斷片的方法によらず貯蓄米なる一制度を立し

秩序的永續的方法を探るに至りしもの也。

一、貯蓄米制度の確立

我國古來常平倉・義倉・社倉等の制度ありて、儲穀の方法により民食の需給を圓滑にするの制あり。舊幕時代各藩に於ても亦これ等の設備を存せしも、幕末騷擾のときに當りては、官私共に儲穀の如何を顧みるの遑なく、維新新政府成るの後、米穀の需給従て米價の調節に關し二三の政策を施したるも未だ貯穀策を探るに至らざりき。蓋當時説をなす者あり、曰く「不慮に供ふるは敢て米穀に偏すへからず、苟も國家資原の金匱を供するあらは、其災害に際して米穀の購入何の難きことか之れあらん」と。然れども當時廢藩の後を受けて庶政未だ備らず、一朝不慮の凶歉ある場合に當り、遽に糶收を策らは米價の平衡を害すること甚しきに及ふのみならず、國內運輸の途未だ具らざるを以て民食を補充することを得ず、民心動搖し延て明治政府の基礎を危くせんことを虞れ、民命を保護し、新政を確立するかためには、國家一日も豫備貯穀のことなかるべからずとし、大藏省出納寮に於ては東京大阪に十萬石づつ長崎・馬關・新潟・石巻・青森に三萬石づつ、合て三十五萬石の儲穀をなし、以てその地方の不慮に供へ、尙之が取扱と保護とを地方官に囑託し年々新穀を換積し舊穀を次年の經費に配りて腐朽の患無なからしめ、以て一面經費に充つると共に他面救荒の用に供せんとの方策を大藏省に建議する所ありき。當時この貯穀策に對しては

1) 米穀經理記事、第一卷、第一米穀經理の沿革。米價常平制度の梗概10-18頁、

一、「米穀は我が國民の常食とする處なれば寔に民命に關するものなり。故を以て貯穀饒かならざれば民庶安堵に就かず。古來常平倉・義倉・社倉等種々の方法ありて豊凶の均平を計畫せしは傳へて良政と稱する處なり須らく政府豫備貯穀を饒かにして民命を保護すへし」

二、「前説の如く米穀は民命の關する處なれば、供需の權衡を平かにするは經濟上眞に要領の事なり。若し糶糶の權をして専ら商賈の所爲に任せは聚散其當を失し、爲めに全國の米價を擾搖し徒に大商に附益して細民に及難するの弊を生せん。故に官府に於て或は糶し或は糶して之か權衡を執らざれば交易上不思議の失均を生すへし」

との賛成論あり、又反對論としては

三、「物貨交易の本旨たるや元より彼是の有無を交通するに在り、既に海外各國に交易の道を開く、我凶なれば之を彼の豊に呼び、我豊なれば之を彼の凶に投す。何ぞ鎖國主義を以て迂遠なる時嘗常平法を用ふることをせん。抑物價の昂低は供需自然の勢に因て定るは即ち交易の原理たり然るを政府其中に在て糶糶以て權衡を計らんとするか如きは、蓋し政策に出るものにして政理に於て採らざる處なれば、宜しく供需の自然に任し置へし」

との説あり。賛否兩説とも未だ必ずしも間然する所なきの説には非ず、共に一方に偏せるの論たるを免れず。當時省議別に見る處あり、又各藩より收納したる米百十數萬石を海外へ輸出するの

際なりしを以て、右の建議は、直ちに容れらるゝには至らざりき。

超えて明治七年に至り、佐賀臺灣の事變あり、當時官儲缺乏し民心惶擾す。こゝに於て内命を諸縣に下し各地に於て密かに米穀を買收し貯藏したることは既に述べたる所の如し。此時に當り内務省又議して曰く「廢藩置縣の際より已來、官儲を廢し民蓄を罷む。若し一旦非常の變、不慮の災に遭ふあらは、何を以て其不足を補充せん、現今佐賀の變、臺灣の役、米價騰昂し、小民疾苦す。今に迨んで米穀を貯蓄せずんば政府保護の責任に負かん」と。この建議はさきの出納寮の建議と符節を合するか如し。大藏省はこの建議を容れたるも依違として未だ決せず。八年八月に至りて始めて貯蓄米條例公布し、茲に貯穀の基礎始めて定まるに至れり。

貯蓄米條例は全文七ヶ條より成る。貯蓄米は貢納米或は買入米を以て平常東京に十萬石、大阪に五萬石を貯蓄するものにして(第一條) 毎歲秋成の豐歉を見認るまで全高を供置し漸次新穀と替換ふるものとす(第二條) 尤、各地の景況により意見を稟白し、指令を俟ちて臨時前記兩地以外にも貯穀をなすことを得(第三條) 而して舊穀は經費に充當するも、或は賣却に付するも、又は海外輸出に供するも各臨機の便宜に従はしめ、新穀は貢納米のみならず買入米を以てその所要額を充すへきものとす(第二節) 而して米の買入れ・運搬・賣却・海外輸出・精白等すべて上申により又は指令を俟ちて之を行はしめ(第二條乃至第六條) 每半年或は毎一年に比較増減損益の差引計算を上申せしむるものなり(第七條)。